

# 令和7年度集団指導

## 障害福祉サービス・障害児通所支援

### (共通編)

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第1係

# 目次

## 1 指導・監査の目的

- ・ 指導・監査の目的

## 2 指導と監査

- ・ 指導・監査の種類
- ・ 指導について
- ・ 監査について

## 3 令和6年度の運営指導の結果

- ・ 事業種別ごとの結果
- ・ 指摘内容別の結果



# 1 指導・監査の目的

障害福祉サービス事業者並びに障害児通所支援事業者（以下「事業者等」という。）に対する指導・監査は、**各サービスの質の確保と当該給付に係る費用の適正化**を図ることを目的として実施する。

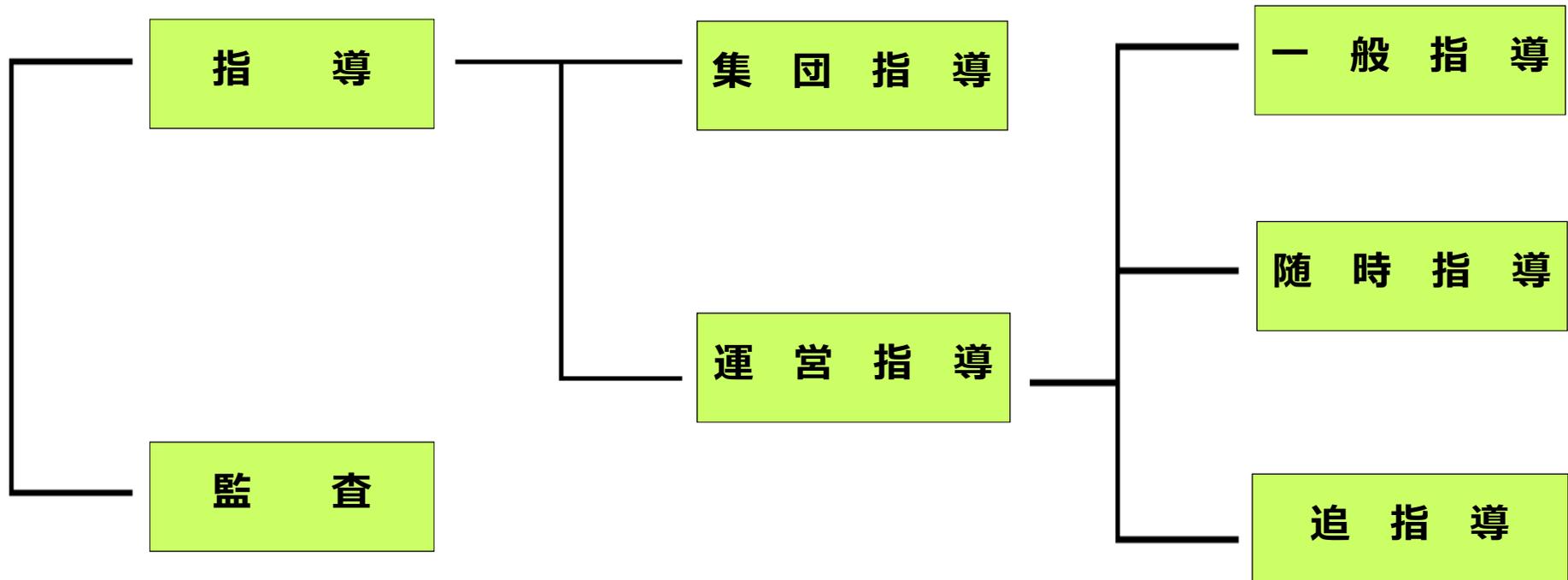
## 2 指導と監査

- 指導・監査の種類
- 指導について
- 監査について



## 2 指導と監査

### 指導・監査の種類



## 2 指導と監査

### 指導について

#### 集団指導

適正なサービスを提供するための事業者に対する必要な情報伝達の間として位置づけ、各種サービスの取扱い、給付費等の費用請求の内容、関係法令や制度改正内容及び過去の指導事例等について周知の機会とする。

## 2 指導と監査

### 指導について

#### 運営指導

- 1 一般指導・・・原則3年に1回定期的に行う
- 2 随時指導・・・緊急に調査確認が必要と判断した場合に行う
- 3 追指導・・・改善報告書の内容について、実地にて確認の必要がある場合に実施する

## 2 指導と監査

# 指導について（運営指導（一般指導）の流れ）

### 日程調整

- ・ 指導日の概ね2か月前に日程調整の電話連絡
- ・ 原則として午前又は午後の半日単位で実施

### 実施通知

- ・ 事業所あてに実施通知を送付
- ※訪問日の前月初旬

### 準備

- ・ 自主点検表の作成（様式は福祉監査課HPに順次掲載）
- ・ 実施通知に記載された「事前提出資料」の確認・整理
- ・ 実施通知に記載された「当日用意する資料」の保管状況を確認・整理

### 事前提出

- ・ 実施通知に記載された「事前提出資料」を概ね10日前までに提出
- ※御協力をお願いします

## 2 指導と監査

# 指導について（運営指導（一般指導）の流れ）

### 運営に関する資料

就業規則、雇用契約書、労働（雇用）条件通知書、個人情報等の秘密保持に係る誓約書、出勤簿、職員の資格・経験がわかる書類（履歴書、資格証明書等）、職員の健康管理の記録、研修訓練の記録、虐待防止・身体拘束等委員会の記録、賠償責任保険証書、消防計画、消防用設備点検表 等

### 事業に関する資料

利用者の重要事項説明書、利用契約書、個人情報提供の同意書、利用者の受給者証の写し、利用者の支援計画に係る記録（個別支援計画、居宅介護計画、アセスメント、モニタリング等）、サービス提供記録、業務日誌、介護給付費等の国保連への請求記録等明細がわかるもの、法定代理受領の利用者への通知、利用者負担額請求書控え・領収書、苦情・事故等の記録、各種マニュアル、車両運行記録、工賃に関する記録、施設外実習の記録 等

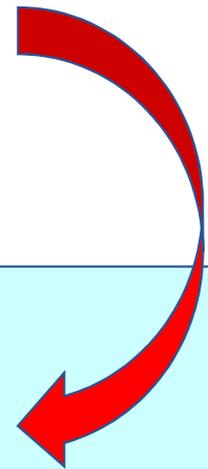
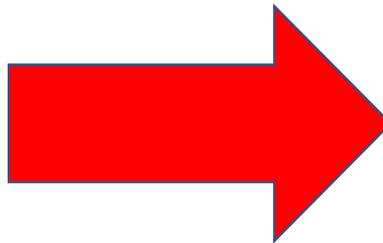
## 2 指導と監査

### 指導について（運営指導（一般指導）の流れ）

講評



担当者会議



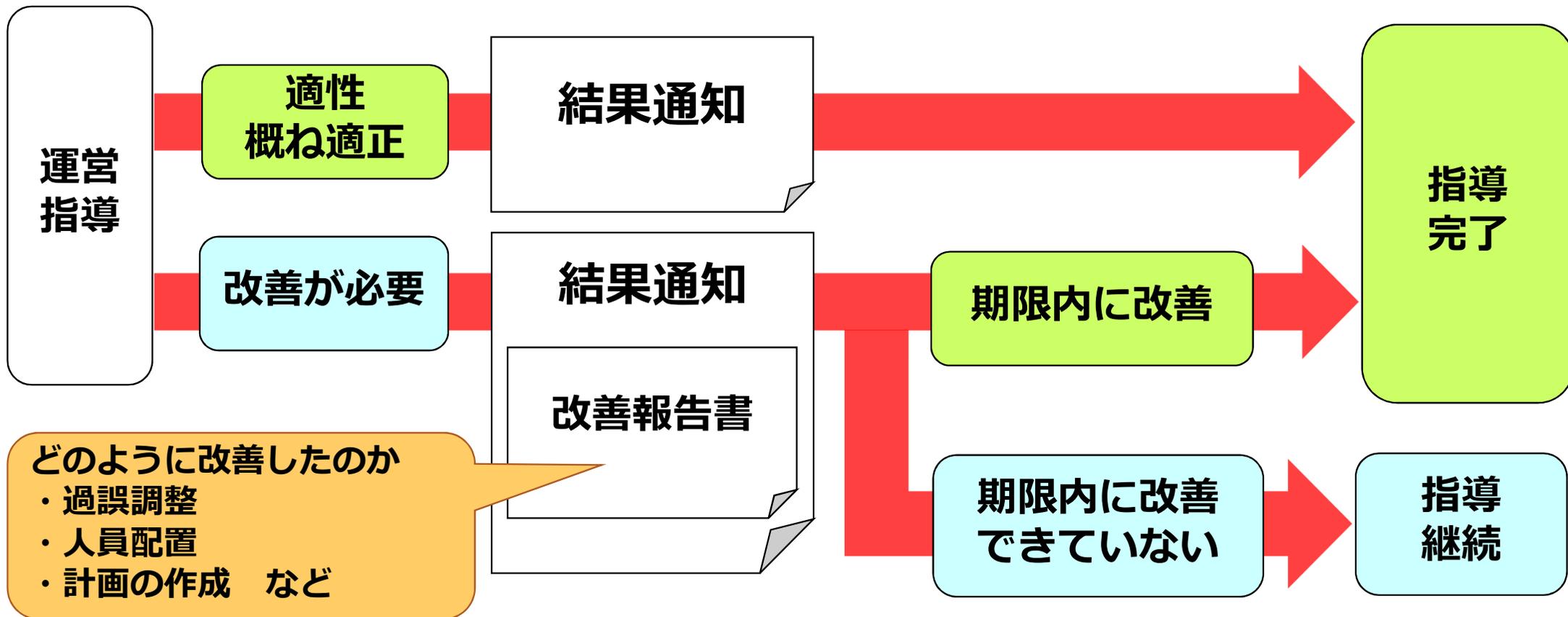
指導・・・文書にて通知し、改善報告を求めるもの

注意・・・文書にて通知するが、改善報告は求めないもの

助言・・・当日、口頭にて指摘するもの

## 2 指導と監査

### 指導について（運営指導（一般指導）の流れ）



## 2 指導と監査

### 指導について

## 令和7年度 指導・監査の基本方針

### 1 利用者の立場に立った指導監査

適切な職員配置・適正な請求の確認など利用者に安心・安全なサービスが提供されるよう、効率的で実効性のある指導監査を実施する。

### 2 重大事案に対する機動的な対応

苦情・通報に対して随時指導や監査の実施等、迅速に対応する。

## 2 指導と監査

### 指導について

#### 令和7年度 指導の重点項目

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| 1 事故防止対策 | 4 業務継続計画の策定状況           |
| 2 虐待防止対策 | 5 各報酬の適正な算定             |
| 3 非常災害対策 | 6 個別支援計画等の<br>各種計画の作成状況 |

## 2 指導と監査

### 監査について

- 1 著しい**運営基準違反**が認められる場合
- 2 利用者及び入所者等の**生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れ**がある場合
- 3 給付に係る請求に誤りが確認され、その内容が**不正請求**であると認められる場合
- 4 **不正の手段により指定等を受けている**と認められる場合  
又はその疑いがあると認められる場合
- 5 追指導の拒否等、度重なる指導を行っても**改善が行われない場合**

## 2 指導と監査

### 監査について

監査の結果、指定基準違反が認められた場合は、障害福祉課と連携し、勧告、命令又は指定の取消等の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行う。

障害者総合支援法第50条・児童福祉法第21条の5の24に定める処分事由

- 1 事業者が拘禁刑以上の刑に処せられるなど、欠格要件に該当したとき
- 2 障害者等の人格尊重、法令の遵守、忠実な職務の遂行の規定に違反したとき（虐待などの人格尊重義務違反）
- 3 人員基準を満たすことができなくなったとき（人員基準違反）
- 4 設備及び運営に関する基準に従った運営ができなくなったとき（運営基準違反）
- 5 給付費の請求に関し不正があったとき（不正請求）
- 6 報告や書類提出等の命令に従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- 7 出頭の求めに応じず、質問に答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき
- 8 不正の手段により指定を受けたとき
- 9 前各号のほか、この法律その他保健医療・福祉に関する法令等に違反したとき
- 10 前各号のほか、サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

等

### 3 令和6年度の運営指導の結果について

- 事業種別ごとの結果
- 指摘内容別の結果



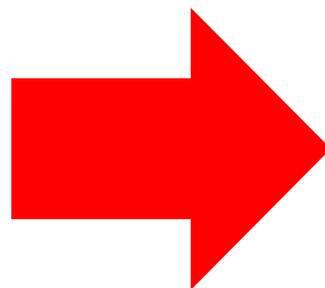
事業種別	令和6年度			
	実施事業所数	実施サービス数	指導事業所数	指導件数
訪問系 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)	14	37	1	2
日中活動、訓練、就労系 (生活介護・短期入所・自立訓練・ 就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援)	20	23	7	11
施設、居住支援系 (共同生活援助・施設入所支援) ※障害者支援施設で実施している日中活動サービスを含む	12	16	7	8
相談系 (地域移行支援・地域定着支援・特定相談支援・障害児相談支援)	12	30	0	0
児童通所系 (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)	64	103	25	47
計	122	209	40	68

内容	指導件数	注意件数
給付費の算定及び取扱い	51	16
身体拘束等の適正化に係る措置	3	2
人員体制・資格要件	6	-
個別支援計画・居宅介護計画	6	33
重要事項説明書・利用契約書	-	68
運営規程	-	55
給付費の額の通知	-	6
サービス提供の記録	-	10
非常災害対策計画（避難確保計画）の策定	-	12
虐待防止の取組状況	2	1
苦情解決	-	5
安全計画（障害児通所支援）	-	6
重要事項説明書等の掲示	-	2
感染症対策	-	16
その他	-	6
合計	68	238

# ご視聴ありがとうございました

- ・ 障害福祉サービス事業者向け
- ・ 障害児通所支援事業者向け
- ・ 関係各課の資料

該当する動画を視聴  
関係各課の資料を閲覧



ホームページの下段の  
入力フォームから出席の回答を  
お願いします。

